



|              |                                                                                     |
|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| Title        | 「させていただく」表現の変則的な用法                                                                  |
| Author(s)    | ヘッティヤーハンディ, ワッサラー ディシルワ                                                             |
| Citation     | 日本語・日本文化研究. 2021, 31, p. 117-131                                                    |
| Version Type | VoR                                                                                 |
| URL          | <a href="https://hdl.handle.net/11094/85219">https://hdl.handle.net/11094/85219</a> |
| rights       |                                                                                     |
| Note         |                                                                                     |

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

# 「させていただく」表現の変則的な用法

ヘッティヤーハンディ・ワッサラー・ディシルワ

## 1.はじめに

先行研究では、「させていただく」表現は許可とその許可に対する恩恵の要素が含まれる謙讓表現であると述べられている（宇都宮 2005、日本語記述文法研究会編 2009 等）。ところが、本来の使用範囲を超えた用法が頻繁に見られる。本稿では、本来の意味から逸脱した変則的とも言える「させていただく」の使用について考察する。具体的には、「裁判に訴えさせていただきます」のような、相手にとってネガティブな行為を表す動詞を含む「させていただく」の用例を対象とする。この種の例は、「させていただく」が本来有する、相手の「許可」とは相反する。なぜなら、当人に不利な行為を許可するとは想定しにくいからである。このような例は、使用される場面や頻度は限られているものの、使われることがある。そのような「させていただく」表現がどのような意味機能を持っているのか、そして、なぜそのような使用が許容されるのかについて文構造や文形式からその背景を探る。本流と異なる「させていただく」の使用について探ることは、当該表現における使役の役割を再認識することにつながると共に、拡張用法が派生する要因を解明するために有益な情報になる。

## 2.先行研究

本章では「させていただく」の基本用法の使用条件について述べたのち、その使用条件の一つである「許可」が満たされていないにも関わらず、実際には見聞きすることがある拡張用法について先行研究の記述を概観する。そして、それらの拡張用法が許可者である使役者の存在・不在と深く関わっていることを指摘する。

### 2.1 「させていただく」の使用条件について

文化庁の「敬語の指針」（2007）では、「（お・ご）……（さ）せていただく」という敬語の形式は、話し手は自分側が行うことを、ア）相手側又は第三者の許可を受けて行い、イ）そのことで恩恵を受けるという事実や気持ちのある場合に使われると記されている。

### 2.2 「させていただく」の拡張用法について

「させていただく」には、基本用法から逸脱した使われ方がある。本稿では、それらを「拡張用法」と呼ぶ。先行研究では、敬語の指針（2007）のア）を欠く用法を拡張用法として挙げている。他方、イ）を欠く用法については特に指摘がない。つまり、拡張用法とは、明確な許可がうかがえない用法のことだと言える。

米澤（2001）は「させていただく」の拡張用法を以下の三つに分類し、（1）の用法が頻用

されるようになったのは、相手との関わりを許可されるという形で表現すれば、丁寧さが重んじられ、それを積極的に示すことが重要視されるからであると述べている。

(1) a. 話し手の行為の申し出

ご希望の方に資料をお宅まで無料でお送りさせていただきます。

b. 話し手の行為の遂行宣言

(司会者) それでは、発表させていただきます。

c. 話し手の自分対立的な被使役行為者としての認識

(女将→仕事の依頼相手) 私が勝手に決めさせていただきました。

滝浦(2016)は違和感のありうる「させていただく」を次の3類型にまとめている。

(2) a. 「無許可」型(=聞き手[読み手]は許可していない)

(A) 本日休業させていただきます。

b. 「実質強制」型(=聞き手は拒否できない)

(B) では、書類の方、確認させていただきます。

c. 「無関係」型(=そもそも聞き手と関係ない)

(C) この度○△大学を卒業させていただきました。

これらも、許可の意味が薄れた拡張用法である。

菊地(1997b)も、聞き手と関係のない場面で話し手が自分の行為を謙って述べる際に「させていただく」が用いられると述べ、(3)は「いたす」や「お(ご)～する」の代わりであると述べている。

(3) 「大変楽しい時間を過ごさせていただきました。」

浦谷他(1998)も、間接尊重語(謙譲語Ⅰ)にならないタイプの動詞に「させていただく」を使うことで「とにかく敬語を使おう、何とかして相手を高めよう」とする意識の表れが拡張用法の多用につながっていると論じている。

鄭・崔(2010)は「泊まらせていただきます」、「発表させていただきます」、「辞退させていただきます」の例を挙げながら、「したいと思う」や「させてください」などの表現を選択せず、「いただきます」という断定形を選択したことに「させていただく」が持つ多様な付加的・波及的効果に関与しており、また、敬語としてもかなり敬度の高い表現である「させていただく」を用いることで、本来の「恩恵や許可を得て何かをする」といった意味以上の効果をもたらしていると述べている。

(4) a. 「一方的宣言」: きっぱりした意志をより効果的に相手に伝達するため

今日はこのまま帰らせていただきます。

b. 「行為の申し出」: 控えめに話し手の行為を申し出るため

すぐに調べて、対応させていただきます。

c. 「予定的な行為の表明」: これからの行為が公式的な行為であることを表明するため

60分以上のメニューご予約のお客様に顔ツボ10分サービスさせていただきます。

d. 「許可の要求」：間接的に許可を求めるため

どんな仕事でも、やらせていただきます。

菊地 (1997b) では、「させていただく」の用法を、① (本当に) 恩恵・許しをもらう場合、②恩恵・許しを得てそうすると捉えられる場合、③恩恵・許しを得てそうすると (辛うじて) 見立てることができる場合、④恩恵・許しを得てそうするとはまったく捉えられない場合に分けた。①～③は謙譲語 A (恩恵・許可の与え手を高める) に、④は謙譲語 B (聞き手に対して自分側の行為を低めて述べる) に相当する。井口 (1995)、仁科 (2009)、飯間 (2019) にも④に当たる用法の指摘がある。季 (2016) は、「言わせていただく」という表現について、謙譲語 B としての用法の域を超え、話し手の意見を聞き手に強く主張したい時に使用する特殊な表現として位置づけられると指摘している。下の例の場合、「させていただく」を使っているため、丁寧に言っているかのように聞こえるが、背景を考えると、聞き手の意思を無視して話し手が話せるように、聞き手に圧力をかける言い回しであると解釈される。

(5) (会社で会議中、相手の意見に反論したいとき)

一言、いわせていただきますと、私は～のようにした方が良いと思いますが…  
また、聞き手の「恩恵」・「許し」があったと見なすことができる場面であっても、どのような語彙と一緒に用いるかにより、「させていただく」の性質が変わり、場面と状況に合致しない語彙を用いた場合、例(6)のように聞き手に違和感を覚えさせる恐れの高い表現になると季 (2016) は述べている。

(6) (申し込んだ人と振り込んだ人の名前が違っていても、実は同一人物だという客のメールに対し)

では、そのようなご理解させていただきます。

この場合、単純な事柄であるため、客からすれば、「偉そうに言っているようで、いらっとする返事」に感じるという。更に聞き手の「恩恵」や「許し」という基準だけで、その使い方が正しい使い方か、拡張用法か、正しくない使い方かは言えないとも述べている。

ディシルワ (2019) は、「させていただく」の文構造の特異性が切掛けで使役役の機能や存在が希薄になった結果、「させていただく」が一つの謙譲表現として再分析されたことが、「拝見させていただきます」のような、本来は不適切な「謙譲語+させていただく」の形式の許容に繋がっていると指摘した。(例(6)も、そのような組み合わせであるが、「ご理解する」という謙譲語自体がそもそも不自然で、それも違和感の一因になっていると考えられる。) 更に、使役行為が希薄化に伴って使役者の存在も薄まり、使役が示す許可行為に対して気を遣わなくなる。また、使役者=許可者の意向を無視する結果、基本用法の意味からすると慇懃無礼に聞こえるはずの非過去断定形が許容されるようになったと論じている。

## 2.3 先行研究の問題点

米澤 (2001)、滝浦 (2016)、鄭・崔 (2010) などは、謙譲語の「いたす」や「お～する」

の代わりであるとは考えられない場面でも、「させていただく」の拡張用法が使用され、また、「させていただきます。」のような非過去断定形の意味機能として、話し手の行為の遂行宣言、行為の申し出、無許可、実質強制、一方的な宣言、予定的な行為の説明、許可の要求などが見られると指摘する。しかしながら、これらの分類では、「させていただく」が接続する本動詞の意味や性質、その行為と聞き手との関係が果たす役割にあまり焦点が当てられてこなかった。李(2016)では、動詞(語彙)について指摘はあるが、取り上げられている動詞に限られ、動詞の意味や性質によるグループ分けもされていない。

インターネットで「させていただく」を検索すると、今までの先行研究には見られなかった用例が存在する。

- (7)「裁判所に訴えさせていただきます」
- (8)「お前を殺させていただきます」
- (9)「この商品について文句を言わせていただきます」
- (10)「アイデアを盗まさせていただきます」

これらの事例では、「させていただく」がかなり奇妙な使われ方をしている。その一因は、本動詞がネガティブな意味を表していることにある。本稿では、「させていただく」がネガティブな意味を表す本動詞と組み合わせさせた、このような例を従来指摘されてきた拡張用法と区別して、「変則的な用法」と呼ぶことにする。まず、これらの例を別名称にした理由は、米澤(2001)、滝浦(2016)、鄭・崔(2010)が挙げている分類のどれに当てはまるかがはっきりしないからである。更に、仮にどれかに当てはまるとしても、奇妙だという意味合いはどこから来ているのかも不明のままである。もちろん、本動詞がネガティブな意味を表すことが原因の一つだと考えられるが、「殺します」や「盗みます」のような通常の使用は問題ないので、「させていただく」と組み合わせることによって生み出されているのは確かだろう。先行研究が挙げている拡張用法は相手からの明確な許可がうかがえない用法であることを先に指摘した。この許可は、「させていただく」が内蔵する使役形に由来する。すなわち、拡張用法の場合、使役者の存在が明白でない又は存在を前提としないということである。もし変則的な用法も従来の拡張用法の一種であるなら、その奇妙さは使役者の不明瞭さや不在と関わることになるが、果たしてそうだろうか。本稿では、この変則的な用法の特徴を考察することを目的とするが、その考察が少数の奇妙な用例の説明に留まるのではなく、「させていただく」の基本用法の構造を再確認するとともに、拡張用法と使役者不在との関わりや非過去断定形との相関性についても再考を促す可能性があることを示したい。

浦谷他(1998)は、「させていただく」の過剰使用の理由として相手を高めようとする意識が働いていることを挙げている。米澤(2001)も、拡張用法が頻用される理由は、相手との関わりを許可されるという形で表現すると、丁寧さを重んじていることを積極的に示すことになるからだとしている。「裁判に訴えさせていただきます」や「お前を殺させていただきます」のようなネガティブな行為を表す動詞を含む「させていただく」表現の場合、

形式的に高められており、許可者と見なす相手に不利益を与える点で拡張用法と異なる。

季(2016)は、「言わせていただく」という表現は謙譲語 B としての使用域を超え、現代日本語の中で話し手の意見を聞き手に強く主張したいときに使用する特殊な表現として位置づけられると論じている。例(7)や(9)などのネガティブな行為を含む「させていただく」の使用も話し手の発話を聞き手に強く言う時に使われていると考えられる。なぜそのような意味合いになるかという、ネガティブな行為を含む「させていただく」の場合、非過去断定形が使われているため、断言する言い方になり、相手を攻撃しているニュアンスが生まれ、「聞き手が悪い」という意味が生じるからである。元々ネガティブでない動詞の場合も、「させていただく」を接続すると、相手の意見に反論しているような印象を与える場合がある。例として「言う」が挙げられる。「～はい、言わせていただきますと、私はすごくいい方法だと思います」は肯定的な場面になるが、「この商品について文句を言わせていただきます」は使役者(許可者)に対して不利益を与えるという意味合いになる。季(2016)は、使われている語彙によって「させていただく」の性質が変わると述べているが、筆者は本動詞の意味のみならず、文脈や使役者と被使役の位置づけなどによっても「させていただく」の性質が変わり、否定的か肯定的かの特徴が強く現れると考える。それゆえ、(7)～(10)のような変則的な「させていただく」表現を分析し、性質がどう変わるのか更なる考察を行う。

ディシルワ(2019)では、非過去断定形を用いる場合、使役行為が希薄になり、使役者の存在も希薄になっていると記されている。インターネット検索で見つかった、ネガティブな行為を表す動詞を含む「させていただく」の実例はすべて非過去断定形であった。これは、変則的な用法においても使役行為が希薄になっていることを示しているのだろうか。基本用法と拡張用法の場合、使役者の存在の強弱が大きな要因になるため、基本用法から逸脱した変則的な用法でも使役者の存在・不在がどのように関わっているかを明らかにする必要がある。本稿では、「させていただく」表現を文構造の観点から改めて分析する。そのために、まず、3章で「させていただく」の基本用法の意味について文構造を基に説明する。4章では、変則的な用法がどのように許容されるかを調べるために実施したアンケート調査について詳述する。5章では、変則的な「させていただく」の文構造や文形式について考察すると共に、先行研究で挙げられている拡張用法と照らし合わせながら、類似点や相違点を探る。そして、それらの考察を基に変則的な用法の語用論的な性質についても触れる。

### 3. 「させていただく」表現の意味

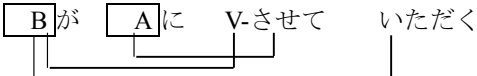
「させていただく」は動詞の使役形のテ形「～(さ)せて」と授受動詞「もらう」の謙譲語形「いただく」からできており、「使役行為を受ける」という文字通りの意味を表している。つまり、「V-させて」で「話し手または第三者(すなわち、「させていただく」文の主語)が自分の行為を聞き手または第三者の許可を受けて行う」ことを意味し、補助動詞の「いただく」はそのことで「話し手または話し手側の人が恩恵を受ける」ことを表している。

(11)「(体調が悪いので、)休ませていただきたいのですが。」

ここでは、話し手(例えば、部下)が体調が悪いので、聞き手(例えば、上司)に休む許可を求めている。上司の許可を得て、休むことができれば、部下は恩恵を受けることになる。

### 3.1.「させていただく」表現の文構造

「させていただく」が有する「許可」と「恩恵」の意味、そして、それぞれの参与者(話し手や聞き手など)との関係を文構造の点から見ていこう。「BがAにV-させていただく」の文構造を図示すると下記ようになる。

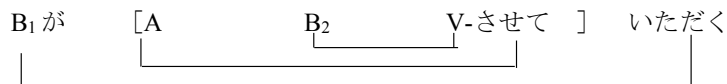
させていただく： 

B=「いただく」の受益者であり、Vの動作者 / A=「V-さ」の使役者

【図1 「させていただく」文の構造】

先の例(11)では、図1のAとBに対応する人物が文には明示的に表現されていないが、文の統語的・意味的構造としては「B(話し手)がA(聞き手)にV-させていただく」になる。A(聞き手)が動作Vの許可を与えると、B(話し手)が恩恵を受ける。「V-さ」の使役者Aは「V-させていただく」全体の補語(明示的に現れるときは二格名詞)になり、動詞V(-する)の動作者Bは「(V-さ)いただく」の受益者として主語になる。

しかし、Bが受益者であると同時に、使役行為におけるVの動作者、すなわち、被使役者でもあることを考えると、図1は見かけ上の構造であり、根底には図2の構造がある。



【図2 「させていただく」文の正確な構造】

「V-させていただく」文は「AがB2にV-させる」という節が「B1がいただく」という節に(テ形)で接続した(埋め込み)構造をもっている。つまり、この文は「AがB2にV-させるということをB1がいただく(もらう)」という意味構造を有し、これが「AがBにV-させることでBがそこから恩恵を受ける/BがAに(使役的)許可をもらってV-する」という用法につながる。留意すべきは、B1とB2は同一人物であるが、文構造上は別物として存在する点と、B1は「いただく」の主語であるが、B2は使役形「V-させる」の目的語である点である。すなわち、図2で示したように、Vの動作主は、構造的には、B1ではなく、(表層には現れない)B2である。また、使役には大きく「強制使役」と「許容使役」の二種類がある。「させていただく」は使役行為によって被使役者が恩恵を受けることを意味するため、原則、当該の使役行為は被使役者が望むこと、つまり、被使役者にとってプラ

スになる行為である。従って、当該の使役行為は強制使役ではなく、許容使役だと解釈できる。ここから、B (=被使役者 B<sub>2</sub>) の動作 V に対して A が許可を与えるという意味特性が生じ、その許可によって B が動作を行えるようになれば、B (=受益者 B<sub>1</sub>) は恩恵を受ける。

#### 4. 変則的な「させていただく」の用法に対するアンケート調査

##### 4.1 アンケート調査の概要

ネガティブな行為を含む「させていただく」の場合、どのような例がネット上にあるかを検索してみたところ、例えば、下記のような例が見つかった。

(7) (裁判所に) 訴えさせていただきます。

(12) (怪盗が美術館から美術品を盗む時、警備の警察を嘲笑いながら逃げる時、)

ははは、無能な警察供め！このダイヤモンドは私が盗ませていただく！

(13) (税務署の人が) 去年、あなたはいつもより沢山お金を稼いだので、より多く税金をとらせていただきます。

このようなネガティブな行為を表す動詞が含まれる変則的な「させていただく」の用法が母語話者にどう受け取られるかを調べるためにアンケート調査を実施した。調査は 2019 年に 25 名の日本人母語話者を対象にウェブと書面で実施し、「訴えさせていただきます」、「文句を言わせていただきます」、「別れさせていただきます」、「盗ませていただきます」、「殺させていただきます」という 5 つの例を取り上げ、当該の例が使われるとしたらどのような場面で発言され、どのような意図で使うかを問うた。

##### 4.2 アンケート調査の結果

まず、「文句を言わせていただきます」という言い回しであるが、アンケート調査によると、後輩が親しい先輩に遠慮せずに文句・クレームを言うことを宣言する時や、客が商品に対して不満を言う際に相手に向かって慇懃無礼に発言する時などに使われているという回答が多かった。そして、「別れさせていただきます」は、恋人や配偶者に対して正式に関係を絶つことを言い渡す時に用いるという回答があった。通常では、「文句を言う」行為も「別れる」行為も、相手にとって望ましい行為とは言いにくい。つまり、ネガティブな内容を含む「させていただく」表現であり、変則的な使用となる。

次に、「訴えさせていただきます」について見てみよう。アンケート調査では、(i)「選挙の候補者が聴衆に対して自分をアピールする時」や(ii)「被害者が加害者に対して、又は目下の人が目上の人に対して、裁判などに訴えたりクレームを言ったりする時」に用いられるという回答が寄せられた。『広辞苑』(第七版)によると、動詞「訴える」には、様々な意味が挙げられている。上の(i)の意見は「感覚または心に働きかける」ことを表し、『広辞苑』では⑤番の意味として挙げられている。(ii)の用法は、『広辞苑』では、①「物事の曲直の解決を権威ある第三者に求める。特に、裁判所に申し出て判決を請う。訴訟する」や②「(支

持・同情・救助を得るために) 不平や苦痛を人に強く告げ知らせる」に当たる。まず、(i)の場合、「訴える」という行為は、聴衆が不利益を被るものではなく、“通常の”「させていただく」表現の使用である。なぜなら、「選挙の候補者が暗黙の了解で聴衆の許可を得て自分の政策を主張する」と捉えられるからである。一方、被害者が加害者に対して裁判などに訴えたりクレームを言ったりする時の(ii)のような場面では、「訴える」という行為は、訴えられる相手(聞き手)にとって望ましい行為とは言えない。つまり、ネガティブな動詞が使われている例であり、(裁判での勝算が低い、つまり、有罪になる可能性が高い場合は)聞き手は話し手の「訴える」という行為を許可するはずはない。つまり、これもネガティブな内容を含む「させていただく」表現であり、変則的な使用となる。

次に「盗まさせていただきます」は、弟子が師匠に対して芸などの技を真似る時や、後輩が先輩の技術や仕事のコツを真似する時に使われる言い回しであるとアンケートの回答に記されていた。通常であれば、「盗む」はネガティブなイメージを持つ動詞であるが、師匠や先輩の技を真似するという場面では、その技を「盗む」行為は、師匠や先輩にとっては喜ばしいことで、つまり、肯定的な内容が含まれている。一方で、「盗む」が文字通り、窃盗というネガティブな意味を表す場合は、聞き手は被害者になり、マイナスの事態になる。例えば、上の(12)のように、相手に対して盗みを宣言するような場面である。

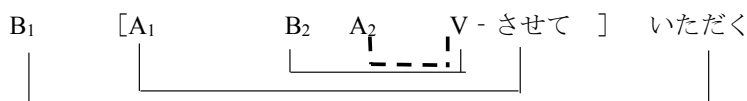
アンケート調査によると、「殺させていただきます」は、やくざ映画等で殺人を依頼された人がそれを引き受ける時のセリフとして用いるとの意見が多かった。このような状況では、「殺す」という行為自体は、殺される人物にとってはネガティブな行為であるが、依頼者(許可者)にとっては、ポジティブなことであり、基本用法だと言える。しかし、同じ表現が依頼者の存在を明確に意図せず、単に相手を殺すことを宣告する場合での使用を想定することも可能である。この場合、「させていただく」の原義からすると、聞き手が殺される対象であり、殺人の許可者でもあるという状況になる。つまり、(聞き手自身が自分自身を殺すように依頼するような場合でないなら、)これは聞き手にとって不利益な行為を聞き手が許可するということになる。その結果、例えば、話し手の立場からは「こういうことになるのはお前のせいだ」という意味合いで、相手の許可を無視して行動してもよい場面が構築される。「盗まさせていただきます」同様、「殺させていただきます」のような表現が使われる場面は、現実的には想定しにくく、アンケートでも、使えるような場面は想像しにくいとの意見があった。アンケートでは、このようなネガティブな言い回しが使われそうなのは、映画などにおける決まり文句としてだろうという回答があった。

「させていただく」の変則的な用法に対し、日本語母語話者が抱く、以上のような感覚はどこから来るのだろうか。次章では、文構造と文形式の観点からこのことにアプローチする。

## 5. 「させていただく」表現の変則的な用法における文構造と文形式

本章では、ネガティブな行為を含む「させていただく」、つまり、変則的な用法の背景に

3 章において、「させていただく」文の構造について論じた。しかし、「させていただく」の変則的な用法を文構造の観点から解明するためには、図 2 の構造では不十分である。まず、「資料を送らせていただく」のような変則的な用法ではない例を考えてみよう。この場合、聞き手の A は「送らせて」の使役者であり、話し手である被使役者の B<sub>2</sub> は本動詞「送る」の動作者であると同時に「いただく」の主語 B<sub>1</sub> でもある。本動詞に目を向けてみると、「資料」は「送る」の（直接）目的語であるが、実は、本動詞にはもう一つの項が隠れている。それは、送る相手となる人物であり、この例では、聞き手、すなわち、A がそれである。この A は、構造的に使役者の A と異なる要素、すなわち、本動詞の間接目的語として文に「存在」する。それを図示すると以下のようになる。実線は（基底においては）主語の関係（動作者、使役者、受益者）を、破線は目的語の関係（受け手、対象など）を示す。（「資料を」は省略する。）



【図3「送らせていただく」の文構造】

図 3 が示すように、話し手の B と同じように、聞き手の A も、表層には現れていないが、使役者としての A<sub>1</sub> だけでなく、本動詞の（間接）目的語の A<sub>2</sub> としても構文的に存在する。

本稿が考察対象とする変則的な「さていただく」の用法も同じ構造を有すると考えられる。例えば、例(7)の「訴えさせていただきます」について、立候補者が自分をアピールするという(i)の変則的ではない用法は、「選挙の候補者が暗黙の了解で聴衆の許可を得て自分の政策を主張する」という解釈を持つが、これは、聴衆である聞き手は使役者であり、本動詞の目的語となっていることを示す。変則的な用法である(ii)の意味においても、聞き手の構文的役割は同様である。3章で論じたように、聞き手を相手にした訴訟を話し手が起こすことを聞き手がさせる（許可する）ことが通常はないにも関わらず、話し手がそれを（非過去断定形によって）宣言していることが変則的なのである。もし、聞き手 A が本動詞の目的語であっても、使役者ではなく、使役者が別にいるのであるなら、「B が第三者 C の許可を受けて、A を訴える」という状況を表すことになり、奇妙ではなくなる。すなわち、変則的な用法は、A がネガティブな意味をもつ本動詞の目的語であると同時に、その動詞を行わせる使役者でもあるという文構造から生じていると捉えられる。

聞き手がネガティブな行為の対象であると同時に、それを許可する使役者であるという

文構造がもたらす、常識では通常あり得ない場面、すなわち、使役者が自分のマイナスになる行為を許可するという状況が「させていただく」表現の変則的な用法を奇妙だと感じさせている。滝浦(2016)は違和感のありえる拡張用法の種類として以下を挙げている。(再掲)

(2) a. 「無許可」型 (=聞き手〔読み手〕は許可していない)

(A) 本日休業させていただきます。

b. 「実質強制」型 (=聞き手は拒否できない)

(B) では、書類の方、確認させていただきます。

ネイティブな動詞を用いた変則的な用法でも、聞き手の意思や許可を前提とせずに発言していると解釈することも可能であり、その点では上記の拡張用法に通じるものがある。また、菊地(1997b)や浦谷他(1998)は間接尊重語(謙譲語Ⅰ)にならない動詞にも「させていただく」を使うことで間接尊重語にしようとする意識が働いていると指摘している。しかし、変則的な用法の違和感(2)の違和感とかなり異なるように思われる。更に、「訴えさせていただきます」「盗まさせていただきます」「殺させていただきます」は、「\*お訴え(いた)します」「\*お盗み(いた)します。」「\*お殺し(いた)します」という形式が使えないための代替表現とも考えにくい。鄭・崔(2010)が挙げている「させていただく」の付加的・波及的効果のうち、先に挙げた以下の用例が変則的な用法と近いかもしれない。

(4) a. 「一方的宣言」: きっぱりした意志をより効果的に相手に伝達するため

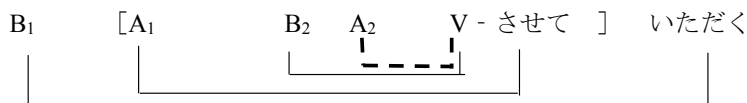
今日はこのまま帰らせていただきます。

しかし、変則的な用法の使用が話し手の意思をより効果的に相手に伝達するためなのかどうか、もしそのためだとしたら、どのような点で効果的であるのかが不明のままである。

拡張用法の共通点として、使役者や許可者としての聞き手の存在意識が強くないことが指摘できる。しかし、変則的な用法の奇妙さは、ネガティブな行為の対象者が使役者でもあるという点にある。当該表現において、使役者の存在が強いがゆえに奇妙に感じるのである。従来、指摘されてきた拡張用法と本稿が対象とする変則的な用法に見られる類似点と相違点がどこから由来するのかを文構造と文形式の観点から紐解きながら明らかにする。

## 5.2 逆強制使役文

前節において、「訴えさせていただきます」のような変則的な用法は、図3で示した「送らせていただきます」と同じ構造を持ち、その奇妙さを説明するためにはそのような構造を前提とする必要があると指摘した。以下の図4は「訴えさせていただく」の文構造である。



【図4 「訴えさせていただく」の文構造】

被害者が加害者に対して言う「裁判に訴えさせていただきます」の場合、被害者である  $B_2$  が「訴える」の動作者になり、加害者の  $A_1$  が「訴え-させて」の使役者になると同時に本動詞  $V$  「訴える」の対象  $A_2$  にもなる。裁判に「訴える」のような自分に対して不利益を与える行為、つまり自分が  $V$  の目的語であるという状況を使役者である  $A$  が許可することは通常では考えにくい、文の統語的・意味的構造ではそのようになる。図 4 において留意すべきは「 $B_1$  と  $B_2$ 」と「 $A_1$  と  $A_2$ 」は同一人物であるが、文構造上では別物として存在している点と、使役者は「訴える」の対象（目的語）にもなっている点である。先の図 3 のように、動詞の目的語と使役者が同じである状況は、変則的な用法に限ったことでないが、目的語＝使役者にとって動詞が否定的な行為であることが変則的な用法にとっては重要な点である。

「させていただく」表現は、聞き手または第三者の使役行為によって話し手（主語）が恩恵を受けることを表す。すなわち、話し手が実行したい行為について聞き手または第三者の許しを請うことから、当該の使役行為は「許容使役行為」になる。しかし、変則的な用法では、聞き手が自分に向かうネイティブな動作を許容しているとは言えない。使役には、「許可使役」の他に「強制使役行為」がある。「強制使役行為」というのは、被使役者の意思とは関係なく、行為が実現されることを使役者が強いることである。

(14) 犯人は銀行員に現金を用意させた。（使役者：犯人／被使役者：銀行員）

この例では、使役者である「犯人」は被使役者である「銀行員」に命令し、「現金を用意する」という動作をさせている。この場合、銀行員の意思を考慮していないため、強制使役と解釈できる。しかし、変則的な用法において、聞き手  $A_1$  が話し手  $B_2$  に動作  $V$  の実行を強制しているとも考えられない。では、変則的な「させていただく」においては、どのような使役行為が関わっているのだろうか。

先の(7)「訴えさせていただきます」を例に考えてみよう。この発言の背景には、「あなたが私に対して行った行為によって私は害を被った。従って、私はあなたを訴える。これは、あなたが行った行為が原因であるから、あなたは当然、それを受け入れなければならない、つまり、訴えるという私の行為をあなたは拒否することはできない。あなたは私に当該行為をさせなければならないのである」という話し手の含意があると想定できる。通常の用法では、非過去断定形を用いると被使役者である話し手が自分の行為の実行を宣言しているような言い方になり、使役者の存在が希薄になるが、変則的な用法の場合、「あなたは私に当該行為をさせなければならないのである」というような含意が背景にあるため、聞き手が使役者として特定され、使役者の存在がより強く現れる。この場合、使役者が被使役者に動作をすることを無理に押し付ける「強制使役」と違い、使役者の意思とは関係なく、使役行為が実現されることを被使役者が使役者に強いるという状況である。強制的要素が加わっている点では一種の「強制使役行為」と言えるだろう。しかし、その強制は、通常、使役者から被使役者に向かうものであり、変則的な用法ではその方向が逆になっている。言わば、「逆強制使役行為」とでも呼べるものである。ディシルワ（2019）をはじめ、先行研究で挙げられ

た拡張用法、とくに非過去断定形での使用では、使役形の機能が希薄になり、使役者の存在が薄まるという側面が見られる。一方、変則的な用法では、使役者の存在が強く認められる。使役者の意思や許可が(全く)尊重されていない点は拡張用法と共通しているが、使役者の存在が強く意識され、しかも、逆向きの強制使役のような行為が認められる点で、ネガティブな動詞を含む「させていただく」表現は他の拡張用法と異なり、その点でも変則的である。

「させていただく」の拡張用法は、非過去断定形で使用されることが多い。先に指摘したように、例(7)、(12)、(13)など、インターネットやテレビドラマなどで見られる「させていただく」の変則的な用例の文形式も非過去断定形のみであった。実は、「逆強制使役行為」という捉え方は、非過去断定形の使用と強く関連している。

### 5.3 変則的な用法における非過去断定形

先の図2や図3を基にして説明すると、「させていただく」の基本用法では、 $A_{(1)}$ が $B_2$ に対して使役行為を行うことによって $B_1$ が恩恵を受けることを表す。動作 $V$ は $B$ が望む行為であり、それが実行できれば、 $B$ の「恩恵」となるという解釈である。従って、「させていただく」の基本用法の場合、被使役者 $B$ が望んでいる行為を使役者 $A$ が認め、使役者 $A$ の許可を得た上で被使役者 $B$ が実行するという意味を表す。「させていただく」では、許可が得られるかどうかを明示的に確認する「させていただきますか」のような表現のみならず、実際には、使役者 $A$ (多くは聞き手)の許可を得る手順を踏まずに発言(断言・宣言)する場合もある。それは非過去断定形の「させていただきます」を用いる場合である。

(15) a. 分からないことがあったので、確認させていただきます。

b. 誠に申し訳ございませんが、審査の結果、今回はカードの新規発行を見送らせていただきます。

これらの例において、実際には使役者の許可を得るという手順を踏んでいないにもかかわらず、非過去断定形を用いることで、話し手が自身の行為を宣言し、あたかも使役者の許可を得ているような発言となっている。これは、上位に立つ使役者の意思を尊重していないことになり、不適切で失礼だと感じてもいいはずであるが、ディシルワ(2019)の調査によると、多くの母語話者に許容されている。なぜ許容されるかという点、(a)が許容されるのは、例えば、説明を受けた話し手が説明者である聞き手に確認や質問をするという常識的な流れがあるからであり、(b)は話し手が仕事の手続きとして実施しなければならないため、聞き手もそれを認めざるを得ず、拒否できない場面だからである。つまり、両文は許可することが当為である場面に使われており、話し手と聞き手との間で後者が許可を与えていないのに前者があたかも許可を得ているように発言しているという矛盾が生じにくいと言える。

ディシルワ(2019)では、非過去断定形の「させていただきます。」が押しつけがましく、失礼に感じるのは、使役者の許可を得るという手続きを行わないまま、被使役者である話し手が自分の行為の実行を宣言しているからだ指摘した。ネガティブな内容を含む変則的

な「させていただく」表現の場合も非過去断定形が使われている。このような使用において、「訴えさせていただけません（でしょう）か」のような基本用法でよく使われる文形式は、聞き手を裁判に訴えたり、聞き手に対するクレームを言ったりする際に、その行為をしてもよいかという許しを聞き手に求めることになり、おかしい発話になる。許可者（聞き手）にとって不利益になるような行為をその人が素直に許可したり認めたりするとは考えにくいのに、その意思を確認したり、許可を求めたりする表現は、話し手自身の想定と矛盾するからである。その想定とは、「あなたが私に対して行った行為によって私は害を被った。従って、私はあなたを訴える。これは、あなたが行った行為が原因であるから、あなたは当然、それを受け入れなければならない、つまり、訴えるという私の行為をあなたは拒否することはできない。あなたは私が望むその行為をさせなければならないのである」というものであり、それを前節では「逆強制使役」という概念で捉え直した。つまり、逆強制使役という性質をもつ以上、相手の意思の確認や許可の依頼とは相容れず、話し手が自分行為の実行を宣言することが変則的な用法には相応しい。これが、変則的な「させていただく」表現が非過去断定形で使用される理由である。

#### 5.4 変則的な「させていただく」の語用論的性質

「させていただく」は、謙譲語の「いただく」を用いることで、表面上は敬意を表しつつ、拡張用法のように相手の許可を重視せず発言できるため、ネガティブな動詞と共に用いる場合、話し手は相手に対する自身の苦痛や恨みを強く伝える表現となる。「いただく」は謙譲語であるため、敬語的に恩恵を受ける人物つまり被使役者が下位になり、恩恵を与える人物つまり使役者が上位になるが、一方で、過去断定形の「させていただきます。」を使うと、目上と認めた使役者の意思を尊重せず、わざと無視することになり、失礼で無礼な発言になる。怒りを感じる相手に丁寧な言葉を使う必要はないと思われるが、意図的に丁寧な言葉を使うことは皮肉にもなりうる。菊地（1997a）で、夫婦喧嘩の末に使われる、「実家に帰らせていただきます」という表現であると記されていることからそのことは理解できる。

「訴えられる」、「文句を言われる」ことは、聞き手にとってはマイナスになるが、そのような場面で非過去断定形を使うと、敬意を表しつつ、目上と認めた聞き手である使役者に「あなたの行為の原因で訴える、又は、文句を言うことになった」と伝えることになる。つまり、自分にとって不利益になるような行為を通常、使役者が許可するはずがないが、相手にとって無礼になる事柄を“丁寧に”宣言したい場合は許可の手続きを無視していることを含意する非過去断定形はぴったりの言い回しになる。「別れさせていただきます」という表現でも、話し手が別れたいと思うように至った原因は相手側にあり、従って、話し手の行為の実現を認める義務が相手にあるという考えを話し手が持っている。更に、菊地（1997a）が例として挙げている「実家に帰らせていただきます」と同じで、慇懃無礼さを表す。ネガティブな意味の動詞を非過去断定形の「させていただく」とともに用いることによって、意

図的に敬意の言葉を使いながら、「このようなことになってしまったのはあなたのせいだ」と発言するための宣言として機能することができるようになるのである。

以上のように、ネガティブな意味を表す動詞をとともう「させていただく」は、その文構造が生み出す、現実的に考えると奇妙な意味を、非過去断定形と組み合わせることで、逆強制使役という概念を作り上げ、敬語としてもかなり敬度の高い表現である(鄭・崔 2010)

「させていただく」を利用して、聞き手に対する話し手の低姿勢を示すとともに、話し手の強い主張や決意を伝えることができる。

## 6. まとめ

ネガティブな意味を表す動作を含む、「させていただきます」の言い回しを整理すると、大きく二つに分けられる。それは、話し手が実行する行為が、①聞き手にとって望ましい行為、不利益にならない肯定的な行為である場合と、②聞き手にとって望ましくない行為、不利益になる否定的な行為である場合である。①は基本用法(ないし従来指摘されてきた拡張用法)として捉えられる言い回しである。②において、非過去断定形の「させていただく」によって、聞き手が許可しそうにないにも関わらず、その許可があたかも得られることが決まっているように断言し、話し手が自分が行う行為を宣言するのは奇妙である。しかし、②のような“変則的”な「させていただく」の用法は、場面も限定的で、使用頻度もかなり低いものの、母語話者が即座に拒絶するわけでもなく、それが使用されうる場面を想像することができる。本稿では、このような「させていただく」の変則的な用法について、文構造や文形式、そして、それと関連する語用論的な性質について考察した。

まず、変則的な用法が意味的に奇妙になることを理解するためには、動詞がネガティブな意味を表すと言うことだけではなく、「させていただく」の文構造を精緻化する必要があることを指摘した。図4で示したように、聞き手Aは使役者だけでなく、本動詞の対象でもある。同一人物がこの二つの意味役割を担うことが奇妙さの根底にある。すなわち、聞き手は、使役者として自分に不利益な行為を話し手が行うことをさせる(許す)という状況が作り出されるからである。しかし、拡張用法でも利用される非過去断定形を用いて言い表すことによって、例えば、「訴えさせていただきます」の場合、「あなたの行為によって私は害を被ったため、私はあなたを訴える。これは、あなたの行為が原因であるので、あなたは当然、それを受け入れなければならない、つまり、訴えるという私にとって有益となる行為をあなたは拒否することはできない。あなたは私に当該行為の実行を許可しなければならない」というような、相手に許可を強いる「逆強制使役行為」が生じ、その結果、話し手が自分の強い希望・意志として行為の実行を宣言・主張していることを伝えることができる表現になる。

先行研究では、使役行為や使役者の存在が希薄になり、使役形は形骸化し、一体化した表現として「させていただく」が使われていると指摘され、そこを出発点にして「させていただく」の拡張用法や「いたす」から「させていただく」への交替について様々な研究がされ

ている。しかし、本稿で提案した「逆強制使役行為」を内包する変則的な用法の場合、使役行為や使役者の存在は希薄化しておらず、意味的に変則的であるにもかかわらず、本流としての「させていただく」の基本構造を堅持していると言えるだろう。一方で、非過去断定形を伴うこと、そして、使役者の自由意思を軽視していることは、拡張用法と共通する。常識的な状況と照らし合わせると、ネガティブな動詞を伴う「させていただく」が表す意味は、拡張用法よりもさらに基本用法から遠ざかっている印象を与えるが、その文法的特性は、基本用法と拡張用法の中間に位置しているのではないかと考えられる。本稿では、一見すると、例外的と思われるような「させていただく」の変則的な用法を対象にし、その考察を通して明らかにしたことは限定的ではあるが、基本用法から離れて「拡張」することとその中で使役が果たす役割との関連について新たな観点から再考する必要があることを示した。また、従来、本動詞やその項についてあまり注目されてこなかったが、他の拡張用法の意味や分類の考察においても、本動詞の意味やその項と使役者・被使役者・受益者との関係に目を向け、用例の分析を精緻化する必要があるだろう。

#### 参考文献

- 宇都宮陽子 (2005) 「『待遇表現』としての「～(さ)せていただく」に関する一考察」、『早稲田大学日本語教育研究』6号、pp.29-44. 早稲田大学
- 浦谷宏・川口義一・坂本恵 (1998)、『敬語表現』、大修館書店
- 菊池康人 (1997a) 『敬語』講談社 (1994年初刊、角川書店)
- 菊池康人 (1997b) 「変わりゆく『させていただく』」、『月刊言語』26 (6)、pp.40-47. 大修館書店
- 新村出編 (2018) 『広辞苑』(第7版)、岩波書店
- 滝浦真人 (2016) 「第3章 社会語用論」、加藤重広・滝浦真人編『語用論研究法ガイドブック』、pp.77-103. ひつじ書房
- 鄭秀賢・崔善喜 (2010) 「拡張していく「させていただく(スル形)」の意味機能と発話意図」『日本語学研究』第29輯、pp.229-245. 韓国日本語学会
- ディシルワ・ワッサラー (2019) 「「させていただく」表現の使用意識について-日本語母語話者とスリランカ人学習者を対象に-」(大阪大学言語文化研究科修士論文)
- 日本語記述文法研究会編 (2009) 『現代日本語文法7』くろしお出版
- 文化審議会 (2007) 「敬語の指針」文化庁
- 米澤昌子 (2001) 「待遇表現としての使役形を伴う受給補助動詞-「～(さ)せていただく」の用法の考察を中心に」、『同志社大学留学生別科紀要』1号、pp.105-117. 同志社大学
- 季譚珍 (2016) 「参議院の予算委員会における「させていただく」の使用実態とその用法の変化について:『国会会議録検索システム』を利用して」『言語の研究』2、pp.23-37. 首都大学東京言語研究会